

国立国際医療研究センター 女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律に基づく行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、女性が活躍出来る職場及び生活環境を更に向上させ、より一層、管理職としてセンターの運営に寄与出来る環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

2. センターの課題

管理職に占める女性職員の割合が 35%を下回っている。

（女性の活躍が比較的進んでいる組織ですが平成 26 年度実績 34.3%）

3. 目標

管理職に占める女性職員の割合を 35%以上にする。

4. 取組内容と実施時期

取組：女性職員を対象として管理職育成を目的としたキャリア研修を実施する。

●平成 28 年 6 月～

研修プログラムの検討。

●平成 28 年 10 月～

女性職員に対する研修ニーズの把握のため、アンケート、ヒアリングなどを実施。

●平成 29 年 4 月～

アンケート等の結果を踏まえ、研修プログラムの決定。

●平成 29 年 7 月～

管理職育成キャリア研修の実施。

●平成 29 年 7 月～

併せて管理職を対象とした研修を実施。

女性の活躍の現状に関する情報を公表します。（平成 26 年度実績）

- ①採用者に占める女性比率：64.1%
- ②管理職に占める女性比率：34.3%
- ③平均勤務年数の男女差(女性÷男性)：70.0%
- ④労働時間(時間外)の状況：7.6 時間